

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

志賀町長 へ 年 月 日提出	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 (住所)	〒 -										指定番号		
		名称 (氏名)											連	係	
		個人番号又は法人番号												絡	担当者
													先	電話	() -

地方税法第321条の5の2第1項の規定による特別徴収税額の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降に係る町・県民税特別徴収税額				円			
申請の日の属する月前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額（臨時に雇用している者については（ ）内に記入して下さい。）	年	円	人	年	円	人		
	月	(円	人)	月	(円	人)
	年	円	人	年	円	人		
	月	(円	人)	月	(円	人)
年	円	人	年	円	人			
月	(円	人)	月	(円	人)	
志賀町における徴収金の滞納又は最近における著しい納入の遅延の事実があり、それがやむを得ない事由によるものである場合はその事由。								
申請書を提出した日以前1年以内に納期の特例の承認の取消しの通知を受けたことの有無					有 ・ 無 （いずれかを○で囲んで下さい。）			

— 申請についての注意事項 —

特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものについて、町長の承認を受けたものです。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が10人に満たないということであり、したがって繁忙期に臨時に雇い入れた人数は含めません。

- (2) この特例の承認を受けた場合は、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までに徴収した税額：12月10日までに納入

12月から翌年5月までに徴収した税額：翌年 6月10日までに納入

- (3) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。

◎注意：滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認が受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり納付遅滞をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意願います。